

宮崎市告示第247号

このことについて、次のとおり事前審査型条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和4年4月7日

宮崎市長 清山 知憲

1. 工事名等

工 事 名	新町停車場線（新町橋）新橋設置工事（上部工） ⇒以下「本工事」という。
工 事 場 所	宮崎市清武町新町
工 期	令和6年1月31日
公 表 金 額	1,005,150,000 円（予定価格×100/110）
最低制限価格	有り
工 事 概 要	新町橋 橋 長 L = 147.5 m 幅 員 W = 14.8 m 橋梁形式 4径間連続プレビーム合成桁 架設工法 架設桁架設+クレーン架設
建設リサイクル法	対象
契 約 番 号	1

2. 本工事に係る担当課

入 札 契 約 事 務	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
工 事	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 都市整備部 市街地整備課 TEL 0985 - 21 - 1812 FAX 0985 - 20 - 8323

3. 応募資格要件

本工事の条件付一般競争入札に応募できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体の構成要件

①	共同企業体の結成は自主結成とし、構成員の数は3とする。
②	共同企業体の構成員の組み合わせは、(2)の1)及び(2)の2)に規定する代表構成員の資格要件を満たす者、(2)の1)及び(2)の3)に規定する第2構成員の資格要件を満たす者、及び(2)の1)及び(2)の4)に規定する第3構成員の資格要件を満たす者との組み合わせとする。
③	構成員は、本工事における他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
④	代表構成員の出資比率は各構成員のうち最大の出資比率とし、かつ、各構成員の出資比率は20%以上とする。

(2) 共同企業体の構成員の資格要件

1) 構成員の共通要件

①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
③	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
④	民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく強制換価手続を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
⑤	本工事の告示日から入札日までのいずれの日においても、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
⑥	入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

2) 代表構成員となる者に必要な資格

①	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所（土木工事業の建設業許可を有する営業所に限る。）を宮崎市内に有すること。
②	令和3年度宮崎市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事部門（市内Aランク、県内Aランク、県外）に登載されている者で、建設業法第3条第1項の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
③	土木一式工事のうちPC構造物工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が令和2年9月30日以降のものに限る。）を受けた者で、かつ、PC構造物工事の直近の総合評定値が1,150点以上であること。
④	平成24年度以降、国又は地方公共団体等が発注したPC構造物工事を元請として施工し、完了した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のもの）があり、かつ、下記①、②の施工実績条件を同一工事において全て満たすこと。 ①道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通を除く）であること。 ②橋梁形式がPC橋上部工であること。
⑤	建設業法にいう1級土木施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者（監理技術者講習を受講した者であつて5年を経過していない者に限る。）を、本工事の監理技術者として専任で配置できること。 なお、専任する技術者については、上記のほか以下に以下の要件を満たすこと。 ・直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 ・入札参加申込の時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

3) 第2構成員となる者に必要な資格

①	建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。 若しくは、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎県内に有しており、かつ、建設業法第3条第1項に規定する営業所（土木工事業の建設業許可を有する営業所に限る。）を宮崎市内に有すること。
②	本工事の開札時点において、宮崎市（上下水道局を含む）が発注した土木一式工事（総務部契約課において入札を執行したもの及び宮崎市土地開発公社が発注した第2花見工業団地造成事業造成工事に限る。）で完了（完成検査に合格したもの。）していない工事の合計金額が、6,000万円を超えていないこと。 ※共同企業体の構成員として落札した工事を含む。 ※令和3年度以前に受注した工事を含む。 ※本工事の開札時点までに執行された入札において落札者又は落札候補者となった工事を含む。
③	令和3年度宮崎市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事部門（市内Aランク、県内Aランク）に記載されている者で、建設業法第3条第1項の規定に基づく土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
④	土木一式工事のうちPC構造物工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が令和2年9月30日以降のものに限る。）を受けた者で、かつ、PC構造物工事の直近の総合評定値が850点以上であること。
⑤	平成24年度以降、国又は地方公共団体等が発注したPC構造物工事を元請として施工し、完了した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のもの）があること。
⑥	建設業法にいう1級土木施工管理技士の資格を有する者で以下の要件を満たす者を主任技術者（又は監理技術者）として専任で配置できること。 ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者を配置すること。 ※配置予定技術者は、上記のほかに以下の要件を満たすこと。 ・直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 ・入札参加申込の時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

4) 第3構成員となる者に必要な資格

①	建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。
②	本工事の開札時点において、宮崎市（上下水道局を含む）が発注した土木一式工事（総務部契約課において入札を執行したもの及び宮崎市土地開発公社が発注した第2花見工業団地造成事業造成工事に限る。）で完了（完成検査に合格したもの。）していない工事の合計金額が、6,000万円を超えていないこと。 ※共同企業体の構成員として落札した工事を含む。 ※令和3年度以前に受注した工事を含む。 ※本工事の開札時点までに執行された入札において落札者又は落札候補者となった工事を含む。
③	令和3年度宮崎市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事部門（市内Aランク）に記載されている者で、建設業法第3条第1項の規定に基づく土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
④	土木一式工事のうちPC構造物工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が令和2年9月30日以降のものに限る。）を受けた者であること。
⑤	平成29年度以降、国又は地方公共団体等が発注した土木一式工事を元請として施工し、完了した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のもの）があること。

⑥	<p>建設業法にいう1級土木施工管理技士の資格を有する者で以下の要件を満たす者を主任技術者（又は監理技術者）として専任で配置できること。</p> <p>※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者を配置すること。</p> <p>※配置予定技術者は、上記のほかに以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 ・入札参加申込の時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
---	---

4. 入札手続等

(1) 入札参加申込に必要な書類の交付

交 付 場 所	宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード
交 付 書 類	①条件付一般競争入札参加申込書（共同企業体用）（様式第2号） ②対象工事と同種工事の施工実績調書 ③配置予定技術者経歴書 ④特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第3号） ⑤委任状（様式第6号）

(2) 入札参加申込の受付

受 付 場 所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
受 付 期 間	告示の日から令和4年4月15日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時30分から17時15分まで)
提 出 方 法	持参又は郵送（郵便書留に限る。）とする。 郵送の場合、令和4年4月15日 17時15分までに必着。
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の交付書類の欄に掲げる書類 ※②対象工事と同種工事の施工実績調書にあつては、3の(2)の2)代表構成員となる者に必要な資格の④について、及び3の(2)の3)第2構成員となる者に必要な資格の⑤について、明確に確認できる資料を添付すること。 ・全ての構成員の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し ・代表及び第2構成員について、宮崎市内に有する営業所において「土木工事業」の建設業許可を受けていることが確認できる書類

(3) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和4年4月22日までに通知する。

(4) 設計書等の配布方法

宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード

(5) 設計図書等に関する質疑について

受 付 期 間	入札参加申込みを受け付けた日から令和4年4月18日正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
質 疑 書 の 提 出 先	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 都市整備部 市街地整備課 TEL 0985 - 21 - 1812 FAX 0985 - 20-8323
質 疑 に 関 す る 答 回	令和4年4月21日までに行うものとし、質疑事項及び回答を宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムに掲載するほか、総務部契約課内に掲示する。

- (6) 現場説明会
実施しない。

5. 入札の日程等

(1) 入札日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項等
入札書受付期間	令和4年5月10日 午前7時から 令和4年5月11日 午前9時50分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。
開札日時	令和4年5月11日 午前10時	宮崎市役所 本庁舎 5階 契約課 第1入札室（電子入札室）

(2) その他

入札の無効	宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

6. 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、規則第128条に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
	同日に入札を執行する次の案件については、重複して落札候補者又は落札者となることができない。一の案件について落札候補者又は落札者となった者が、その後開札される他の案件について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。 開札は原則として開札順位に従って執行し、順次落札候補者又は落札者を決定する。なお、再度の入札を行う場合は、当該案件の開札順位を、順次最下位に繰り下げるものとする。 開札順位1 新町停車場線（新町橋）新橋設置工事（上部工）※本案件 開札順位2 高松橋改修工事（2工区但し支承交換工）

7. 契約及び支払い

仮契約	規則第104条の規定による仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約とみなす。ただし、宮崎市電子入札参加心得（電子入札システム執行案件）第17に該当する場合を除く。
契約保証金	契約保証金の取扱いについては、規則第105条の規定による。
支払条件	前払金・中間前払金 有 部分払 1回 完成払

8. 入札・契約条項を示す場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内（宮崎市役所 本庁舎 5階） TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
掲示期間	告示の日から落札者が決定する日まで ※ただし、総務部契約課における掲示は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。